

お知らせ

平成27年度賦課金の税控除経費認容割合について

組合員の皆様が土地改良区に納入される一般会計賦課金及び借入金償還特別賦課金は、確定申告の際に一部を経費として算入できることが認められております。

本年度賦課金の経費認容割合は下記のとおりとなります。

本紙面をもってお知らせいたしますので、確定申告の際にご利用下さい。

1. 一般会計賦課金 全額控除経費となります。

2. 借入金償還特別賦課金

地区名	10a当賦課額(円)	認容割合	10a当認容額(円)	償還完了予定	付記
湯口第3	4,000	100%	4,000	平成28年	
湯本第5	4,500	100%	4,500	平成28年	
湯本第4	2,700	100%	2,700	平成31年	
湯本第四地区編入	5,800	100%	5,800	平成30年	
宮野目	500	100%	500	平成38年	
新田	4,200	100%	4,200	平成41年	
神橋	5,800	100%	5,800	平成39年	
小瀬川	500	100%	500	平成49年	事業実施中
外台	500	100%	500	平成50年	事業実施中
天下田	500	100%	500	平成50年	事業実施中
万丁目	500	100%	500	平成51年	事業実施中

一般会計賦課金第2期と借入金償還特別会計賦課金の
納期限は平成27年11月2日(月)です。

◎口座振替をご利用の方は、
納期限前日までに口座残高をご確認下さい。

◎口座振替をされていない方は、
納期限内の完納をお願いします。